

笹目二丁目町会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は戸田市笹目二丁目町会（以下「町会」という）と称し、事務所を町会会館内に置く。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は笹目二丁目内に居住する世帯をもって正会員とし事業所を有するものをもって賛助会員（以下「会員」という）とする。

(組織及び構成)

第 3 条 本会の組織及び構成は 10 ないし 20 世帯をもって班を構成し、数班をもって組を編成する。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は会員相互の協力により生活文化の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 住民の福祉の増進と生活向上に関する事業
2. 成人教育、体育、青少年の健全育成及びその他の文化教養に関する事業
3. 保健衛生及び環境衛生に関する事業
4. その他必要な事項

(職務分掌)

第 6 条 本会の事業を推進するため次の部を置き業務を分担する。

1. 総 務 部…庶務、企画及び他の部に属さない事項
2. 文 化 部…成人教育、体育、青少年の健全育成及び文化教養に関する事項
3. 防 災 部…防犯、防火、水害、交通に関する事項
4. 保健衛生部…保健衛生及び環境衛生に関する事項
5. 会館運営部…会館の運営に関する事項
6. 女 性 部…会員の生活の向上と福祉に関する事項
7. 子供育成部…子供の育成に関する事項

第三章 役員

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、会計 若干名、会計監査 2名、
部長 各1名、副部長 若干名、組長 各組1名、班長 各組1名、
女性部理事 若干名

(役員を選出)

第 8 条 役員は会員のうちから選出する。

2. 会計監査は他の役員を兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第 9 条 会長は本会を代表し会務を掌り会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代行する。

3. 会計は町会の会計を掌る。

4. 会計監査は会計事務を監査し総会に報告する。

5. 部長は部を統括しその運営にあたる。

6. 副部長は部長を補佐し部長事故あるときは代行する。

7. 組長は各班を統括し会務諸般の事項を連絡処理する。

8. 班長は組長の指示を受け班内諸般の事項を処理する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は2年(班長は1年)とし再任は妨げない。

2. 補欠により選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

3. 任期満了の後も後任者が選出されるまでその職務を行う。

第四章 副班長

(副班長職務)

第 11 条 副班長は各班ごとに会員の中より1名互選する。

2. 副班長は班長事故ある時は代行する。

第五章 相談役

(相談役)

第 12 条 本会は第7条に定める役員のほか相談役を若干名置くことができる。

2. 相談役は総会にはかり会長が委嘱する。

3. 相談役は重要事項につき会長諮問に答え会議に出席し意見をのべることができる。ただし議決に加われない。

第六章 会 議

(会 議)

第 13 条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(総 会)

第 14 条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年 1 回とし次の事項を審議する。

1. 予算、決算に関する事
2. 役員承認に関する事
3. 事業計画及び事業報告に関する事
4. 会則の改廃に関する事
5. その他必要と認めた事

(総会の議決)

第 15 条 総会の議決は出席者の過半数で可否同数のときは議長が決するところによる。

(役員会)

第 16 条 役員会は町会運営に関する事項を審議決定する。

第七章 会 計

(経 費)

第 17 条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第 18 条 本会の会費は 1 ヶ月正会員 200 円とし賛助会員は年会費 6,000 円とする。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

1. この会則に定めるもののほか必要なことは会長が別に定める。
2. この会則は昭和 50 年 5 月 3 日より実施する。
3. 一部改正 昭和 52 年 5 月 15 日
4. 一部改正 昭和 54 年 5 月 13 日
5. 一部改正 昭和 57 年 4 月 25 日
6. 一部改正 昭和 58 年 5 月 15 日
7. 一部改正 昭和 60 年 5 月 18 日
8. 一部改正 平成元年 5 月 20 日
9. 一部改正 平成 28 年 4 月 24 日

参考組織図

